

## 浜田市監査委員告示第6号

令和4年4月28日付け浜田市監査委員告示第1号で公表した定期監査の結果に基づき、浜田市教育委員会教育長が講じた措置の報告を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和7年12月12日

浜田市監査委員 野上俊文

浜田市監査委員 川神裕司

令和 3 年度定期監査の結果に関する報告

(令和 4 年 4 月 28 日付け浜田市監査委員告示第 1 号)

に基づいて浜田市教育委員会教育長が講じた措置の公表

浜田市監査委員

## 定期監査の結果に基づく改善等の措置について

### 5 教育委員会

#### (1) 教育総務課（図書館含む）

監査結果	措置等結果
<p>① 金庫で管理している現金等について（中央図書館）</p> <p>財務規則上速やかに入金処理をすることになっている。手数料等の現金を受け取ってから1月毎に入金処理を行っているとの説明であったが、入金サイクルを早め速やかに入金処理することを検討されたい。</p>	<p>① 1月毎に入金処理していたところを半月毎に入金処理するよう改善した。</p>
<p>② 教職員住宅使用料(過年度分)について</p> <p>未収入金が1件（150,000円）発生している。催促等を実施しているが、消息不明で滞納者本人と接触ができていないとの説明を受けた。</p> <p>税務課とも連携して情報把握を行い、債権回収に努める必要がある。</p> <p>また、回収の見込みがない場合は、不納欠損処理を行うことも検討する必要があるが、その際、必要な徴収努力を行った結果であることは言うまでもない。</p>	<p>② 税務課と金城分室が連携して情報把握・催促をしていたが、税務課も接触ができなくなったと報告を受けている。不納欠損処理を検討する必要がある。</p>
<p>③ 学校給食費の滞納について</p> <p>学校給食費の徴収は、私債権であり、学校職員による徴収が中心で、市（教育委員会）は関与していないとのことである。</p>	<p>③ 学校から相談があった場合は、適宜対応している。</p>

<p>滞納繰越分は何年も継続しているものと推測され、滞納が 400 万円以上発生している（令和 3 年度現在）が、欠損処理する組織が無いことと納付している人の不公平感が生じてはいけないことから処理できていない実態がある。</p> <p>滞納債権の回収について、学校に全てを任せることではなく、スキル等の情報提供も含めどのように市が関与していくのか検討を進め、実務的な滞納処分の運用を図られたい。</p>	
---	--

## 定期監査の結果に基づく改善等の措置について

### 5 教育委員会

#### (2) 学校教育課（青少年サポートセンター含む）

監査結果	措置等結果
<p>① 委託事業について</p> <p>学校財務規則の様式を用いない委託である事業において、契約先である市内各小中学校が支出する伝票（支出命令書）の統一様式を定めることは求めておらず、支出日、支出内容、金額が満たされていれば確認する上で何ら支障はないとの説明であった。ミスを防止し、人事異動等で人が変わった場合でも確認しやすくするという観点から、伝票（支出命令書）の雛形を示すことも含め、学校事務の職員と協議されることが望ましい。</p>	<p>① 学校事務職員と協議したところ、各校で円滑に支出処理ができるよう工夫しているため、継続して協議することになりました。</p> <p>今後も各校で伝票様式が異なることを念頭に、必要事項の確認を行ってまいります。</p>
<p>② 学校への資金前渡について</p> <p>学校への資金前渡可能経費 8 項目（学校管理費需用費、教育振興費報償費、同食糧費、同需用費、同通信運搬費、同手数料、同図書購入費、学校保健費需用費）を 24 校分に対して行う事務処理の煩雑さを考慮した要綱を作成していると推測される。浜田市財務規則第 62 条（資金前渡の限度額）に「常時支払いをする経費にあっては 3 月分の予定額」とあるものの、各学校へ年 2 回又は一括で支払いがされており、規則に</p>	<p>② 資金前渡の限度額の取扱いについては、財政課との協議ができておりませんでしたので、早急に協議し、適切な運用への是正を図ります。</p> <p>郵便切手受払簿の様式が統一されていなかった点については、これまでにも学校事務職員に対し統一様式を示していたものの、取り扱いが十分に徹底されていなかったことを認識しております。今後は改めて周知を行い、精算時における確認体制を含め、適切な予算執行が図られるよう努めてまいります。</p>

<p>定めのない運用がされている。財務規則に沿った運用となるよう、事務処理の現状を踏まえ、財政課と相談し、浜田市立学校財務取扱規程の見直しを検討されたい。</p> <p>また、郵便切手受払簿の様式が統一されておらず、記入の方法もバラバラであり、残高の記載のない学校もあった。さらに、年度末に大量に切手を購入し、繰越が多額である学校もあったため、精算時には、担当課において郵便切手受払簿の確認を行い、適正な予算執行をするよう指導されたい。</p> <p>③ 浜田市中学校部活動事業補助金について</p> <p>新型コロナウィルス感染症の影響により部活動の大会中止等があったため支出が減少すると予測されるが、市内全校において0円精算となっていた。大会中止等もあり経費が減り、余りがあれば返還するという指導をしているが、普段整備できない消耗品や備品を購入し調整をしている学校もあり、補助金の目的に沿って執行しているとのことである。</p> <p>補助金のみで部活動は運営できないため、不足分を学校や保護者からの負担により賄っているとのことであり、超過している部分で0円精算としている学校もあるとの説明を受</p>	<p>③ 中学校部活動事業のために必要な経費であると認められることから、担当課としては説明どおり適正な処理が行われていたと認識しています。</p> <p>引き続き、適正な執行が行われるよう指導してまいります。</p>
---	--

<p>けた。</p> <p>収支差額が 0 円になっている理由や状況等を把握し、どのような経理処理がされているか確認するとともに、今後も適正な執行が行われるよう指導されたい。</p> <p>④ 浜田市特色ある学校づくり事業交付金について</p> <p>交付要綱の第 8 条において超過額の返還を定めているが、浜田市中学校部活動事業補助金と同様に全ての学校において 0 円精算となっている。</p> <p>コロナの影響で計画どおりに事業実施ができない学校については、事業内容を変更し、コロナ禍における学校運営の円滑化に資する事業等を実施したことにより超過額は発生しなかったとの説明を受けた。</p> <p>収支差額が 0 円になっている理由や状況等を把握し、今後も適正な処理が行われるよう指導されたい。</p>	<p>④ 特色ある学校づくりのために必要な経費であると認められることから、担当課としては説明どおり適正な処理が行われていたと認識しています。</p> <p>なお、当該事業は、令和 3 年度をもって廃止となりました。</p>
--	---